

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

日 野 町

1 促進計画の区域

別紙「区域図」及び下記のとおりとする。

1. 法第3条第3項第1号（多面的機能支払）

本町の農業振興地域の全域、市街化区域内農地の全域及び用途地域内農地の全域

2. 法第3条第3項第2号（中山間地域等直接支払）

本町の農業振興地域内農用地区域で中山間地域等直接支払交付金実施要領

第4 2 対象農用地の基準を満たしている区域

3. 法第3条第3項第3号（環境保全型農業直接支払）

本町の農業振興地域全域

2 促進計画の目標

日野町全域

(1) 現況

日野町は、滋賀県の東南部・鈴鹿山系に位置し、丘陵、山地が多く、琵琶湖へ日野川、佐久良川が流れ、その流域に沿って農地と町が拓けている。古くから水稲作経営と酪農経営、北山茶、日野菜を中心とする農業生産が展開されてきた。

しかしながら、農業者の高齢化や後継者の離農志向、機械更新時や世代交代等を機に急速な農地の流動化が進み、近年においては中山間地域での遊休農地の傾向も見られる。さらにこの状況に追い討ちをかけるように、猪、鹿、猿の獣害が町内一円に広がりつつあり、農用地の保全管理に要する担い手の負担を軽減することが必要になっている。また、近年は、環境こだわり農産物の生産にあわせて地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動が求められてきている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。なお、農業生産条件が不利な状況にある中山間地域においては、同項第2号に掲げる事業の推進により、耕作放棄地の発生防止等を図る。また、同項第3号に掲げる事業を推進し、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式の普及を一層図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	日野町全域	法第3条第3項第1号、第3号に掲げる事業
②	旧東桜谷村、旧西桜谷村、旧西大路村、旧鎌掛村、旧南比都佐村	法第3条第3項第2号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

1 法第3条第3項第2号に掲げる事業における対象農用地の基準

(1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha 以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha 未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha 以上であるときは、対象とする。また連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

特認地域 旧西桜谷村、旧鎌掛村

指定棚田地域 旧東桜谷村、旧西大路村、旧南比都佐村

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田 1/20 以上、畑、草地及び採草放牧地で 15 度以上、緩傾斜農用地については、田 1/50 以上を対象とする。

勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 自然条件により小区画・不整形な田

(ウ) 積算気温が著しく低く、かつ草地比率 70 % 以上の地域の草地